(表面)

(X田)									
一般廃棄物の熱回収施設設置者認定申請書									
							年	月	日
群馬県知事	あて								
			申	請者					
		住 所							
				氏 名					
				(法人に	あってに	は、名称	及び代表	者の氏	名)
電話番号									
 廃棄物の処理	及び清掃に関	する法	往第9条	の2の4	4 第 1 耳	頁の規定		、一般	设廃棄物
の熱回収施設設									
熱回収施設									<u> </u>
※認 定 0	つ 年 月	日		年	Ę.	月	日		
※認 定	番	号							
熱回収に必要 な設備に関す る事項	設備の種類								
	その設備の能								
	△設備の位置 造等の設置								
	する計画	. ()							
	△設備の維								
	理に関する記熱回収施設								
	が回収 版								
熱回収の内容	般廃棄物の種類								
に関する計画	熱回収の方法								
	熱回収率						%		
許 可 の及 び 許	年 可 番	日号	年	月	日	第			号
※事務処理欄			ı						

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の位置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を 記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の 5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。

※手数料欄